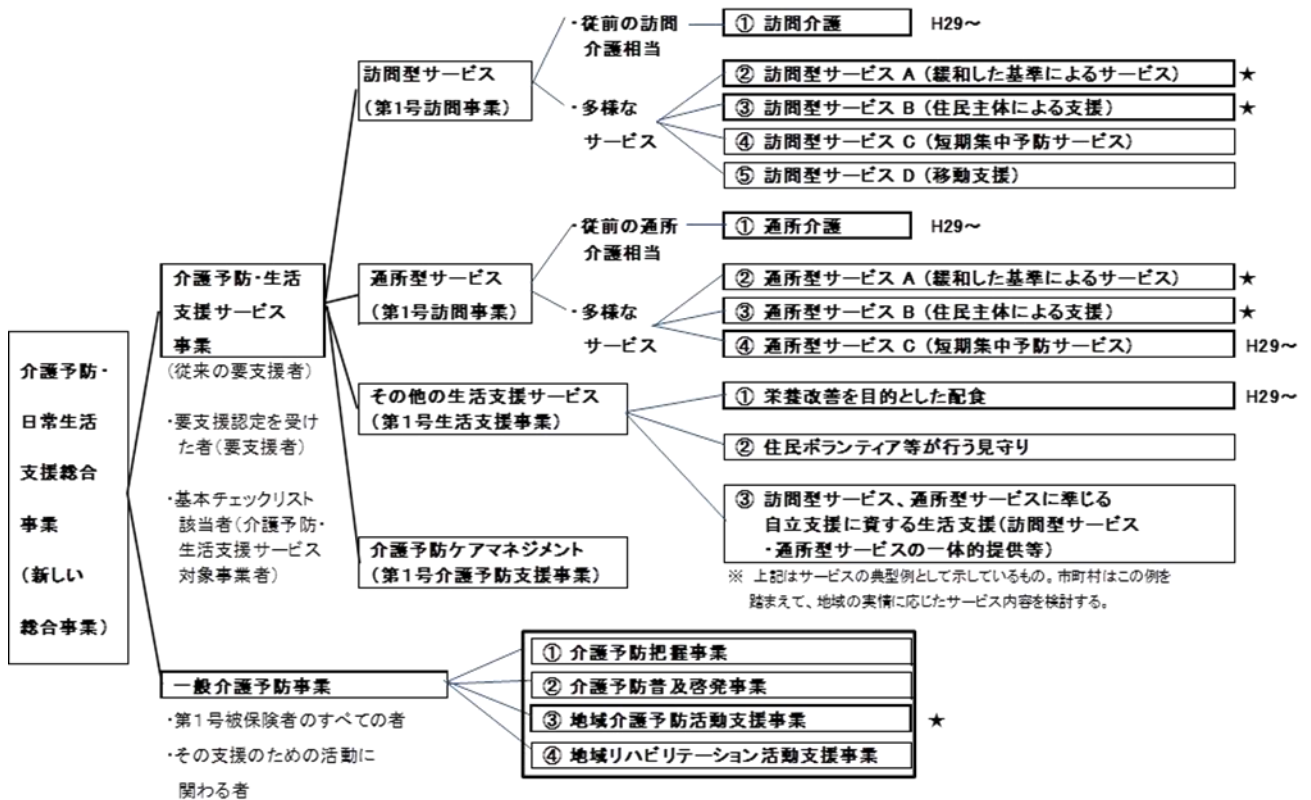


総合事業における多様なサービスの進捗状況について

1 総合事業の構成とサービスの全体像



(1) 平成30年度から導入したサービス

1) 介護予防・生活支援サービス事業 上記★印

- 訪問型サービスについては、
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービス B(住民主体による支援)を導入

……令和3年11月現在 認定団体なし

- 通所型サービスについては、
 - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③通所型サービス B(住民主体による支援)を導入

……令和3年11月現在 認定団体なし

2) 一般介護予防事業 上記★印

- ③地域介護予防活動支援事業については、転倒予防体操推進活動団体、地域サロン に対する補助金を導入。

2 緩和した基準によるサービスの内容

(1) 訪問型サービス

- 本市の訪問型サービスAの名称を「生活援助訪問型サービス」とした。

1) 従前のサービスとの比較

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス名称	介護予防訪問型サービス	生活援助訪問型サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等のうち、 ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○訪問介護員によるサービスが必要なケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	要支援者等のうち、 ○身体介護を伴わない生活援助のケース ○訪問介護員以外によるサービスが必要なケース
実施方法	事業者指定	
基準	旧介護予防訪問介護と同等	人員等を緩和した基準
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者

2) 市認定ヘルパーについて

- 以下の講座を受講した者を市認定ヘルパーとしている。
 - ・市認定ヘルパー養成講座
 - ・介護予防・生活支援サービス担い手養成研修
(運営:千葉県介護福祉士会(千葉県委託事業))
 - ・上記研修に準ずるもの
(※他市認定ヘルパー研修等)

市認定ヘルパーが提供するサービス

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ・居室内やトイレ、卓上等の清掃 | ・ゴミ出し |
| ・掃除の準備、後片付け | ・洗濯機または手洗いによる洗濯 |
| ・洗濯物の乾燥、物干し | ・洗濯物の取り入れと収納 |
| ・利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 | |
| ・衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等) | ・アイロンがけ |
| ・被服の補修(ボタン付け、破れの補修等) | ・食事の配膳、後片付け |
| ・日常品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む) | |
| ・一般的な調理 | ・薬の受け取り |

(2) 通所型サービス

- 通所型サービス A として、運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービスの2つのサービスを設定。

1) 従前のサービスとの比較

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	
サービス名称	介護予防通所型サービス	運動機能向上ミニデイ型サービス	介護予防ミニデイ型サービス
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	運動機能向上のための機能訓練、 レクリエーション等	体操やレクリエーション等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等のうち ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	要支援者等のうち ○入浴、食事等の介助のサービスを必要としないケース ○集中的に運動機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	要支援者等のうち ○入浴、食事等の介助のサービスを必要としないケース
実施方法	事業者指定		
基準	旧介護予防通所介護と同等	人員等を緩和した基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	

【緩和した基準によるサービスの進捗状況】

令和2年度実績
(事業者数)

指定生活援助訪問型サービス	7者
指定運動機能向上ミニデイ型サービス	2者
指定介護予防予防ミニデイ型	1者

3 介護予防・日常生活支援総合事業補助金について

(1) 目的

地域の支え合いの体制づくりを推進することにより、高齢者その他地域の住民の福祉の向上を図るため、住民主体で行うサービスを提供する個人又は団体に補助金を交付。

(2) 対象となる団体

- ① 町会又は自治会、地域住民主体で構成される活動団体、転倒予防体操推進団体、特定非営利活動法人、老人クラブ、その他
- ② サービスの提供を1年間以上継続できる団体であること。
- ③ 同一団体において、市の財源による類似の補助金を受けていない団体であること。

(3) 対象となる事業

① 訪問型サービス

1か月あたり概ね5人以上の要支援者等が利用すること。

② 通所型サービス

1か月あたり1回以上、1回あたり2時間以上実施すること。

1か月あたり概ね5人以上の要支援者等が利用すること。

③ 地域テラス(サロン)

1か月あたり1回以上、1回あたり1時間30分以上実施すること。

1か月あたり概ね5人以上の高齢者が利用すること。

④ 転倒予防体操推進団体(市独自の転倒予防体操の普及)

1か月あたり概ね2回以上実施すること。

転倒予防体操推進員1名以上で実施すること。

(4) 補助対象経費

① 立ち上げ支援: 消耗品費、修繕費、備品購入費

*ただし、転倒予防体操推進団体は対象外)

② 運営支援: 借用費(会場費等)、備品購入費、消耗品費、保険料、

運営リーダー謝礼金 等

【住民主体によるサービス補助金交付状況】 令和2年度実績

地域テラス該当団体 12件

転倒予防体操推進団体 10件

4 担い手の創出について

シニアサポーター・市認定ヘルパー 養成 (第1層生活支援コーディネーターに委託)

平成28年度～平成29年度 シニアサポーター養成講座 修了者 47名

平成30年度～令和元年度 市認定ヘルパー養成講座 修了者 62名

平成30年度 市認定ヘルパー養成講座 事業所主催 受講者 7名